

CONTENTS

- 企業法務コラム 退職代行とユニオン
- 顧問チャット活用事例 債権譲渡先からの連絡への対応
- グレイス・ニュース 家事部Instagramのご紹介

TOPICS 企業法務コラム

退職代行とユニオン

弁護士
諸町 俊貴



昨今、退職代行の話題には事欠きません。退職代行とは、退職者の代わりに退職の意思表示を伝達するサービスを言います。退職に関するやりとりを任せることができ、低価格で気軽に利用できるという点も魅力なのでしょう。最たる問題は、退職代行は弁護士法との兼ね合いから交渉をすることができない点です。

1つ例を挙げますと、退職代行から、本日から有給休暇を全て消化して、足りない分は欠勤する旨通知してきたとします。退職者が担当する重要な商談等があるとしても、退職代行は何ら交渉ができないため、代替案を整えることに消極的です。何ら対応できないとして、退職代行の業務を放棄されることもあります。労働者からしても、退職までには2週間の猶予が必要となります（民法627条1項）。その期間に懲戒リスクが伴い、深刻なケースでは損害賠償請求をも受けうるため、退職代行には自ずから限界があるのです。

会社側の考える対応の1つは、退職届の提出、貸与物の回収を優先し、去る者は追わないスタンスです。

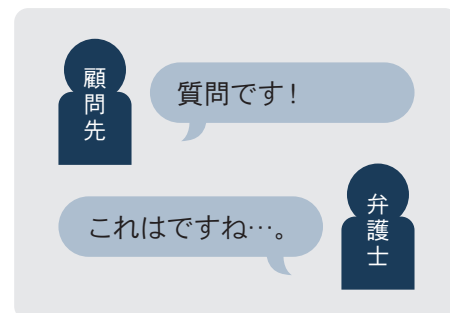
しかしながら、業務に大きな支障が出るときは、弁護士を通じて期日までに引継事項の作成や退職時期の変更等を求め、具体的な交渉を行うスタンスが適切です。

また、退職代行からユニオン（合同労組）にボタンタッチして交渉を担当する場合があります。ユニオンとの交渉は、団体交渉を通す等して引継が遅滞して、焦った会社側が本人と連絡を取らざるを得ないという状況に陥り、本人から応答がないケースが散見されます。会社とやりとりしたくないがために退職代行を用いたのですから、ある種必然ともいえます。そのため、弁護士から通知書を送った方がスムーズに事が進むことがあります。急がば回れということですね。

退職代行から連絡があった場合は、まずはお気軽にご相談ください。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
65

債権譲渡先からの連絡への対応



相談者
Y社様

全く知らない会社（X社）から、これまで、弊社（Y社）と取引関係のあった会社（A社）から債権譲渡を受けたから支払うようにとの書面が届きました。弊社（Y社）はA社に対して債務より多い未払債権を持っていたのですが、どのような対応をしたら良いのでしょうか？

まず、債権譲渡が対抗要件を備えているかを確認する必要があります。民法467条1項は「債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし（中略）なければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。」と記載されています。ここで注意が必要なのは、「譲渡人が債務者に通知」とされていますので、A社が債権譲渡の通知をする必要があります。債権を譲り受けたX社からの通知では対抗要件を備えていないということです。したがって、A社から債権譲渡したことを確定日付のある証書（内容証明郵便等）でもらっておいた方が安全です。

次に、民法468条1項は「債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。」と規定しています。したがって、従来、A社に対して主張できた相殺の抗弁をX社にも主張することができますので、譲受人であるX社に対して相殺を主張することで弁済を拒むことができます。



回答した弁護士

弁護士
赤島 篤

弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35-4 階
Tel 03-6432-9783
〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区小野柄通 5-1-27-2 階
Tel 078-862-3764〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1-7 階
Tel 092-409-8603〈熊本事務所〉
〒860-0806 熊本市
中央区花畑町 12-1-6 階
Tel 096-245-7317〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32-4-7 階
Tel 099-822-0764〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8 階
Tel 095-895-5557

| 家事部Instagramのご紹介

今回は弁護士法人グレイス家事部が運用している Instagram をご紹介させていただきます。

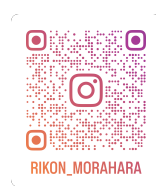
弁護士法人グレイス | 役立つ離婚モラハラ情報発信 (@rikon_morahara) では、配偶者のモラハラに悩んで離婚を考えている方に役立つ情報を発信中です。

現在では 1,700 人以上の方にフォローいただき、最近では相談者から「インスタ見てます!」との声をいただくことが増えました。

弁護士法人グレイスでは、家事事件に強い弁護士も多数在籍しております。

お近くにお困りの方がいらっしゃいましたら、一度弁護士法人グレイスへご相談ください。

家事部Instagramはこちら▶



顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了
お知らせサービス 無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、
任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- ☑ 役員の任期満了時期が把握できていない
- ☑ 役員の再任登記を怠ったことがある
(注: 100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできます。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に

契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!

0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間: 平日9:00~18:00

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります